

令和4年度中小企業・小規模事業者  
ワンストップ総合支援事業（島根県よろず支援拠点）  
コーディネーター公募要領

令和5年1月

公益財団法人 しまね産業振興財団

**令和4年度中小企業・小規模事業者  
ワンストップ総合支援事業（島根県よろず支援拠点）  
コーディネーター公募要領**

令和4年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点）として、中小企業・小規模事業者の経営上のあらゆる課題に対応するコーディネーターを次の要領で募集します。

**1. よろず支援拠点の概要**

国（中小企業庁）が全国の都道府県に1箇所ずつ設置する経営相談所として、中小企業・小規模事業者の売上拡大、経営改善など経営上のあらゆる相談をワンストップで対応し、次の支援により、解決策を提案する拠点です。

**（1）経営革新支援**

売上拡大等の経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施する。

**（2）経営改善支援**

資金繰り改善や事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じ、中小企業・小規模事業者の課題を分析し、課題の指摘や助言に留まらない具体的な解決策を提示するとともに、フォローアップを実施する。

**（3）ワンストップサービス**

相談内容に応じて、適切な支援機関・専門家等につながります。また、国や自治体の支援策を熟知した上で、活用を促すとともに支援施策の担当者につながります。更に、つないだ支援機関・専門家等・支援施策の担当者等を通じフォローアップを実施する。

**2. コーディネーターの業務内容**

チーフコーディネーターの指示に従い、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）、よろず支援拠点全国本部（以下「全国本部」という。）及び島根県内の支援機関等と協力・連携しながら業務を行っていただきます。

- （1）島根県よろず支援拠点本部（松江市）又はサテライトオフィス（出雲市・浜田市）に来訪する事業者の経営課題に対して、高い専門性をもって具体的提案・アドバイスを行う。必要に応じて、事業者訪問による具体的提案・アドバイスを行う。
- （2）商工会・商工会議所及び金融機関等の支援機関、市町村と連携した出張相談会等において、地域の支援機関や金融機関、市町村に出向き、設置された窓口での相談対応を行う。
- （3）セミナーの開催、講師を務め、相談者の掘り起こしを行う
- （4）課題解決のため、相談内容に応じた適切な支援機関・支援施策の紹介とフォローアップ及び成果事例の輩出
- （5）全国本部が集約する相談記録システムへの入力及び月毎の業務報告書の作成・提出
- （6）その他、本事業に係る付帯業務

### 3. 契約条件等

コーディネーターは、財団と業務委託契約等を締結することとします。

項目	内容
①報酬	日額 25,000円（税抜き） ※業務に伴う旅費（市外）は、別途、規定により支給
②業務場所	本部（松江市北陵町1）、又は各サテライトオフィス（出雲・浜田） 出張相談会：島根県内の支援機関等
③業務時間	8：30～17：15（うち12：00～13：00 休憩）
④業務日	チーフコーディネーター・財団との調整による
⑤業務期間	業務委託契約等締結日～令和5年3月31日 ※事業目標に対する成果に応じて事業継続受託の際、更新の場合があり

### 4. 応募資格（条件等）

専門的な知見を有し、経営課題の抽出並びに具体的な提案・アドバイスができること。

また、公序良俗に反する活動を行う等、公的支援機関としてのコーディネーターとして不適切でないこと。

(1) 経営全般の課題を明確にして方向性を提案できる者

① 中小企業診断士の資格を有する者又は同等の能力を有する者

(2) 経営の専門的な課題に対して具体的なアドバイスができる者

① 弁護士、税理士、社会保険労務士、行政書士等の資格保有者

② デザイン 広報戦略等に関して専門的な知識を有する者

③ 商品開発、販路開拓、販売促進等に関して専門的な知識を有する者

④ IT、IoT等に関して専門的な知識を有する者

⑤ 生産管理等に関して専門的な知識を有する者

⑥ 海外での事業展開に関して専門的な知識を有する者

⑦ 人材採用、人材育成に関して専門的な知識を有する者

⑧ 上記以外で必要と認められる専門的な知識を有する者

## 5. 応募にあたっての注意事項

- (1) 応募及び選考に係る費用は、自己負担となります。
- (2) コーディネーターとして採用された場合、プロフィール情報をホームページ等で公表します。
- (3) 本事業による支援によって得られた成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者に帰属します。
- (4) コーディネーターは、本事業により知り得た中小企業・小規模事業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。委託契約満了後も同様とします。
- (5) コーディネーターが次の項目のいずれかに該当するときには、採用を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由等を公表する場合があります。
  - ① 本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
  - ② 申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - ③ 財団に虚偽の報告をしたことが判明した場合
  - ④ 法令等に違反する行為を行った場合
  - ⑤ 社会的信用を失墜する行為があった場合
  - ⑥ 心身に著しい障害があることが判明し、コーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
  - ⑦ その他、本事業のコーディネーターとして不適格と認める場合

## 6. コーディネーターの選定

### (1) 選定方法

提出されたコーディネーター応募申請書及び添付資料について、下記(2)の選定基準に基づき、書面及び面接により審査した上で、コーディネーター候補を選考し、決定します。

### (2) 選定基準

コーディネーターの選定は、応募に必要な能力・要件を満たしているか、コーディネーターとして相応しいかという基準で判断します。

### (3) 採用者数

若干名

## 7. 応募方法等

### (1) 募集期間等のスケジュール

- ① 募集開始 令和5年1月18日(水)
- ② 募集締切 令和5年2月28日(火)(17時必着)
- ③ 面接 随時  
(※面接の日時及び会場等については、別途ご案内します。)
- ④ 審査結果の連絡 随時

## (2) 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに財団（「9. 応募申請書の提出・問合せ先」参照）へ郵送してください。

また、宛先面に「島根県よろず支援拠点コーディネーター応募書類在中」と朱記で記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4判片側印刷で作成してください。

なお、提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。

### (提出書類と提出部数)

- ①島根県よろず支援拠点コーディネーター応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・1部
- ②暴力団排除に関する誓約書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- ③保有する資格の証明書（写し）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

## (3) 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知します。

採択、不採択の理由についてのお問い合わせには、回答しかねるため、ご了承ください。

## 8. その他

(1) 提出された応募申請書及び添付書類は、返却しません。ただし、機密保持には十分に配慮の上、取り扱います。また、採択された場合には、「公益財団法人しまね産業振興財団の情報公開に関する要綱」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となります。

(2) 採択の正否を問わず、応募申請書の作成費用は支給しません。

## 9. 応募申請書の提出・問い合わせ先

公益財団法人しまね産業振興財団

経営支援部 経営支援課 担当（周藤・安部）

【住所】 〒690-0816 松江市北陵町1

【電話】 0852-60-5115